

魚津市地域見守りネットワーク「まめなけネット」協力事業者募集要領

1 趣旨

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるように、ボランティア団体、特定非営利活動法人、企業等の民間事業者の協力をいただきながら、日常の生活や仕事の中で、「ちょっと気になる…」ということに気づいたときに、魚津市にご連絡いただくことで、地域住民を見守っていくものです。

2 見守りの対象者

特定しません。地域にお住まいの方すべてです。特に弱者といわれる、高齢者、子ども及び障がい者等には心配りが必要です。

3 見守り活動

見守り方法は、配達時や訪問業務などの中で、以下の参考例のような異変に気づいたときに、魚津市へご連絡をしていただくというものです。

<参考例>

- ① 事前に約束し、指定した時間に訪問したが不在の場合
- ② 郵便物や新聞がたまっている場合
- ③ 洗濯物が長い間干してある場合
- ④ 最近ゴミ出しがない場合
- ⑤ 窓（雨戸や網戸等）の開閉が見られない場合
- ⑥ 家の庭などの手入れが長い間されていない場合
- ⑦ 電話、携帯も通じず、長期にわたって連絡がとれない場合
- ⑧ 対応に異変を感じた場合
(同じことを何度も言う、法外な高額商品の購入が疑われる等)

次の場合は、警察署や消防署へ緊急通報ができます。

- ① 室内から応答があるが、扉が開かない場合
- ② 室内に在室しているのが明らかであるが、応答がない場合
- ③ 室内から異臭がする場合

4 協力団体の申込み方法

(1) 申込み資格

魚津市内で事業等を行っている団体・事業所等すべてに資格があります。

(2) 申込み方法及び登録

ア 申込み方法

協力の申込みを行う団体は、『「まめなけネット」協力申込書』（様式1）に必要事項を記入の上、魚津市役所民生部社会福祉課（以下「市」という。）に郵送又はメールで申込みしてください。

イ 登録

市は、申込みのあった団体を確認し、「まめなけネット協力事業所」として登録します。また、『魚津市地域見守りネットワーク事業協定書』（様式2）及びステッカー等を協力団体に交付します。

ウ 周知等

市は、登録した協力団体の一覧をホームページ等で紹介します。また、登録した協力団体は、本事業名等を広告等に使用することができます。

- 5 協力団体の募集時期等
協力団体の募集は、随時行います。
- 6 協力団体登録の解除
協力団体が、登録の解除を希望する場合は、速やかに『「まめなけネット」登録解除願』（様式3）を市に提出してください。
- 7 注意事項
 - ※ 電話やFAXの通信料等の経費は自己負担となります。
 - ※ 通報された内容や訪問時の状況などはプライバシーに係ることなので、通報対応にあたった関係者以外へは漏らさないよう配慮をお願いします。
 - ※ 協力団体からの通報等について、市から責任を問われることはありません。

「まめなけネット」のイメージ図

